

茅野市において発生した土石流による被害に係る普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付についてお知らせします

土石流により多大な被害を受け、令和3年9月5日付けで災害救助法が適用された茅野市に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部が繰り上げて交付されることになりましたので、お知らせします。

1 日程

令和3年9月10日(金) 交付決定
令和3年9月13日(月) 現金交付

2 県内交付対象団体及び交付額

茅野市：499百万円(11月定例交付額の3割)

3 その他

- ・普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

企画振興部市町村課財政係
(課長)岩下 秀樹 (担当)中坪 幸恵
電話:026-235-7066(直通)
:026-232-0111(代表) 内線2113
ファクシミリ:026-232-2557
電子メール s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp